

令和8年、9年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券の配送業務委託契約書（案）

発注者 大和高田市 と受注者 _____ は、令和8年、9年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）配送業務委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、受注者に発注者が許可した取扱店（以下「取扱店」という。）へ指定ごみ袋等の配送業務を委託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 取扱店へ指定ごみ袋等の配送
- （2） 配送の際の納品書、受領書等の受渡し
- （3） その他前2号に附帯する事項

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、指定ごみ袋1箱当たり、粗大ごみ処理券1束当たりの単価とする。

- （1） 指定ごみ袋45L(大) 金 _____ 円（消費税等別途加算）
- （2） 指定ごみ袋30L(中) 金 _____ 円（消費税等別途加算）
- （3） 指定ごみ袋15L(小) 金 _____ 円（消費税等別途加算）
- （4） 粗大ごみ処理券 金 _____ 円（消費税等別途加算）

2 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出し、消費税等の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

（配送先及び数量）

第5条 発注者が毎月発行する配送一覧表に記載のとおりとする。

（配送期間）

第6条 発注者が毎月21日頃に配送依頼を行い、受注者は5日以内に配送を完了するものとする。ただし、発注者が配送期間中に配送の追加をしたときは、配送期間を延長することができる。

（履行期日の延長）

第7条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期日内にその業務を完了できないときは、発注者に対し速やかにその事由を付して履行期日の延長を求めることができる。ただし、この延長日数については、発注者と受注者とが協議の上、決定する。

(支払方法)

第8条 受注者は、配送時に取扱店から回収した受領印を押印した受領書を取りまとめ、発注者に提出するとともに、請求書を提出し、発注者は、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 受注者は、委託業務の実施中に受注者の責任に帰すべき事由により、人身、建物、物品に損害を与えたときは、その損害賠償の責めを負うものとする。

(機密保持)

第10条 発注者と受注者の双方は、この契約に定める業務の遂行上、及びこれに関連して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(再委託等の制限)

第11条 受注者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利の譲渡禁止)

第12条 受注者は、この契約に生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(発注者の契約解除権)

第13条 発注者は、受注者からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 受注者が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 受注者が正当な理由がなく契約の履行のため発注者が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約、その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、発注者から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第14条 前条各号に該当し、契約を解除した場合、発注者は受注者に対し、各々の予定数量に各々契約単価を乗じて得た額の合計額から各々の既済部分又は既納部分の額の合計額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第15条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受注者に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第16条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として（各々の予定数量に各々の契約単価を乗じて得た額の合計額の100分の20の額に相当する額）を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、

同様とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び発注者が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

この契約の締結の証としてこの書2通を作成し、発注者と受注者とが記名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

受注者